

松江市古紙類再生資源団体回収奨励事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、古紙類等の再生資源を回収した市内の団体に対し、市が松江市古紙類再生資源団体回収奨励金（以下「奨励金」という。）を支払う事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生資源 新聞紙、雑誌・チラシ類、段ボール、紙製牛乳パック、シュレッダー古紙その他の古紙類をいう。
- (2) 回収団体 町内会、自治会、婦人会、PTA、子供会等の営利を目的としない団体であつて、市内に拠点を置き、活動の一環として再生資源の回収を行い、次条の規定により市長が登録したものをいう。
- (3) 再生業者 松江市建設工事に関する契約規則（平成17年松江市規則第59号）第16条又は松江市物品の売買等に係る競争入札参加資格審査要綱（平成18年松江市告示第366号）第5条に規定する入札参加資格者名簿に登録又は登録された事業者のうち、エコアクション21又はISO14001の認定を受けたものであつて、市内に本社を置き、回収団体が回収した再生資源の収集、運搬及び処理を行い、第4条の規定により市長が指定したものをいう。

(回収団体の登録)

第3条 回収団体としての登録を受けようとする団体は、回収団体登録申請書（様式第1号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

- 2 市長が前項の申請書を受理した場合はその内容を審査し、適当であると認めるときは、回収団体として登録を行うものとする。
- 3 回収団体は、登録した内容に変更が生じた場合は登録事項変更届書（様式第2号）を、登録を辞退する場合は登録辞退届出書（様式第3号）を市長へ提出しなければならない。

(再生業者の指定)

第4条 再生業者としての指定を受けようとする事業者は、再生業者指定申請書（様式第4号）を提出し、市長の指定を受けなければならない。

- 2 再生業者は、前項の申請書の内容に変更が生じた場合は指定事項変更届書（様式第5号）を、指定を辞退する場合は指定辞退届出書（様式第6号）を市長へ提出しなければならない。

(登録の取消し)

第5条 市長は、回収団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該回収団体の登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為等を行ったとき。
- (2) 第2条第2号に規定する団体でなくなったとき。
- (3) 第7条第1項に規定する再生資源の回収実績が2年以上ないとき。

(指定の取消し)

第6条 市長は、再生業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該再生業者の指定を取

り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為等を行ったとき。
- (2) 第2条第3号に規定する事業者でなくなったとき。

(資源の回収)

第7条 回収団体は、家庭から排出される再生資源を回収し、集積場所において保管する。

- 2 再生業者は、回収団体が保管する再生資源を計量し、回収団体から買取り又は無償で引取りを行うものとする。

(実績報告及び奨励金の額の確定)

第8条 再生業者は、買取実績を3か月ごとに集計し、回収団体に報告するものとし、無償で引取りを行ったときは、引き取った量を証する書類を発行するものとする。

- 2 回収団体は、前項の規定による報告又は書類に基づき、3か月ごとに再生資源団体回収実績報告書(様式第7号)を作成し、市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による実績報告を受けたときは、検査を行い、適正と認められたときは、交付すべき奨励金の額を確定し、再生資源団体回収奨励金確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。
- 4 前項の奨励金の額は、回収した再生資源の実績に基づき、1キログラム当たり4円とする。

(請求及び支払)

第9条 回収団体は、前条第3項に規定する通知を受理したときは、再生資源団体回収奨励金交付請求書(様式第9号)を市長に提出し、当該通知に係る奨励金の請求を行うものとする。

- 2 市長は、前項の請求を受理したときは、当該請求に係る奨励金を回収団体に支払うものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年5月1日から施行する。